あま市監査委員

31あ 監 第17号 令和元年8月15日

あま市長 村 上 浩 司 様

あま市監査委員 横 橋 俊 一

あま市監査委員 林 正 彦

平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の 審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、別紙のとおりその意見を提出します。

# 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

# 第1 審査の対象

- 1 健全化判断比率
- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4)将来負担比率
- 2 資金不足比率
- (1) 水道事業会計資金不足比率
- (2) 病院事業会計資金不足比率
- (3) 簡易水道事業特別会計資金不足比率
- (4) 公共下水道事業特別会計資金不足比率

# 第2 審査の期間

令和元年7月31日から同年8月7日まで

# 第3 審査の方法

審査に当たっては、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)に基づいて適正に作成されているかどうかを主眼として、関係諸帳簿及び証拠書類等との照合確認を行うとともに、主管課からの説明を聴取した上で審査を実施した。

# 第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる 事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して適正に作成されているもの と認めた。

# 健全化判断比率審查意見

# 1 健全化判断比率

# (1) 実質赤字比率

①指 標

平成30年度 A	平成 2 9 年度 B	対前年比 A - B	早期健全化基準	財政再生基準
%	%	ポイント	%	%
_	_	_	12.60	20.00

※ 一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

# ②指標の算出

- 般会計等の実質赤字額 標準財政規模 × 100 = △737,441千円 17,900,187千円 × 100 = △4.11%

※ 実質収支が黒字であるため、「実質赤字額」及び「実質赤字比率」は、負の値で表示している。

#### ③意 見

一般会計等実質収支額は737,441千円の黒字であり、実質赤字比率は算定されず、健全な財政状況にある。

# (2)連結実質赤字比率

①指標

平成30年度	平成29年度	対前年比	早期健全化基準	財政再生基準
A	В	A — B	十别使土儿巫牛	州政行工坐午
%	%	ポイント	%	%
_	_	_	17.60	30.00

※ 全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率 である。

## ②指標の算出

連結実質赤字額 $\times$  100 $\times$  100 $\leftarrow$   $\triangle$ 2, 373, 166千円 $\times$  100 $\leftarrow$   $\triangle$ 13. 25%標準財政規模 $\rightarrow$  17, 900, 187千円

※ 実質収支が黒字であるため、「連結実質赤字額」及び「連結実質赤字比率」は、 負の値で表示している。

# ③意 見

連結実質収支額は2,373,166千円の黒字であり、連結実質赤字比率は算定されず、健全な財政状況にある。

# (3) 実質公債費比率

## ①指 標

平成30年度 平成29年度   A B		対前年比 A - B	早期健全化基準	財政再生基準
%	%	ポイント	%	%
7. 0	7. 1	△ 0.1	25. 0	35. 0

※ 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率(3か年平均)である。

#### ②指標の算出

(地方債の元利償還金+準元利償還金) -

(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) × 100

標準財政規模-(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

#### [平成28年度]

= 
$$\frac{(2,086,523 + \Pi + 679,864 + \Pi) - (0 + \Pi + 1,714,573 + \Pi)}{(17,496,317 + \Pi - 1,714,573 + \Pi)} \times 100 = 6.66475\%$$

#### [平成29年度]

= 
$$\frac{(2,291,621 + \Pi + 784,469 + \Pi) - (0 + \Pi + 1,813,215 + \Pi)}{(17,639,500 + \Pi - 1,813,215 + \Pi)} \times 100 = 7.97960\%$$

#### [平成30年度]

=
$$\frac{(2,113,604+\Pi+784,566+\Pi)-(0+\Pi+1,858,710+\Pi)}{(17,900,187+\Pi-1,858,710+\Pi)}\times 100 = 6.47982\%$$

#### [3か年平均]

$$\frac{6.66475\% + 7.97960\% + 6.47982\%}{3} = 7.0\%$$

# ③意 見

実質公債費比率は7.0%で、これは過去3か年の平均数値であり、平成29年度と比較して0.1ポイント減少している。

平成30年度において減少した主な要因としては、七宝焼アートヴィレッジ整備事業始め26事業の償還が終了したことにより、地方債の元利償還金が平成29年度と比較して大幅に減少したことによるものである。

数値については、早期健全化基準の25.0%を下回っており、健全な財政状況にある。

#### (4)将来負担比率

# ①指標

	平成30年度	平成29年度	対前年比	□ #□ b+	ロース・エル・サック
	A	В	А — В	早期健全化基準	財政再生基準
ĺ	%	%	ポイント	%	%
	12. 6	4. 5	8. 1	350. 0	

※ 公営企業や出資法人等を含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

#### ②指標の算出

将来負担額- (充当可能基金額+特定財源見込額+

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額) × 100

標準財政規模- (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

 $=\frac{35,720,476千円-(8,947,522千円+0千円+24,740,805千円)}{(17,900,187千円-1,858,710千円)} \times 100 = 12.6\%$ 

#### ③意 見

将来負担比率は12.6ポイントで、平成29年度と比較して8.1ポイント増加している。

平成30年度において増加した要因は、新庁舎整備及び新学校給食センター整備に充てるため合併推進債を発行したことにより、地方債の現在高が増加したことや、市民病院が指定管理者制度へ移行することに伴い病院事業会計所属の職員が大量に退職したことにより、退職手当負担見込額が増加したことによるものである。その結果、算定上の分子となる将来負担額が平成29年度と比較して増加したことによるものである。

数値については、早期健全化基準の350.0%を下回っており、健全な財政状況 にある。

## 1-1 是正改善を要する事項

健全化判断比率の指標である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率 及び将来負担比率のいずれの指標においても、早期健全化基準に触れることなく良 好な状態にあると認め、特に指摘すべき事項はない。

# 資金不足比率審査意見

# 2 資金不足比率

①指標

	₹			
会計名	区分	平成30年度	平成29年度	経営健全化基準
水道事	業 会 計	—	— —	20. 0
病院事	業会計	_	_	20. 0
簡易水道事業	<b>美特別会計</b>	_		20.0
公共下水道事	業特別会計	_	_	20. 0

※ 公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。

# ②指標の算出

<u>資金の不足額(実質赤字額)</u> × 100 事業の規模

# [水道事業会計]

$$=$$
  $\frac{\triangle 706,363$ 千円  $\times$  100  $=$   $\triangle 105.2\%$ 

## [病院事業会計]

$$=$$
  $\frac{\triangle 550,320$ 千円  $\times$  100  $=$   $\triangle$ 41,6%

#### [簡易水道事業特別会計]

$$=\frac{\triangle 16,407 + \square}{17,924 + \square} \times 100 = \triangle 91.5\%$$

#### [公共下水道事業特別会計]

$$=$$
  $\frac{\triangle 62,412$ 千円  $\times$  100  $=$   $\triangle$ 30.3%

※ 資金剰余であるため、「資金の不足額」及び「資金不足比率」は、負の値で表示している。

# ③意 見

各会計とも資金の不足額はなく、資金不足比率は算定されず、健全な財政状況にある。

# 2-1 是正改善を要する事項

資金の不足額はなく、資金不足比率は算定されなかった。

したがって、経営健全化基準に触れることなく良好な状態にあると認め、特に 指摘すべき事項はない。